

かんざき訪問看護ステーション運営規定

当事業所は、指定訪問看護ステーションです。 ステーションコード ２８６３４９００３９

一 事業の目的及び運営の方針

在宅ケアの量的拡大と看護等の多様なニーズへの対応を図り、在宅における療養生活を支援し、その心身の機能及び回復を図ることを目的とします。(目的)

訪問看護事業等の運営にあたっては、総合的な在宅サービスの実現を目指し、医療・保健・福祉等の各機関と密接な連携を図りながらサービスを提供するものとします。(方針)

二 従業者の職種、員数及び職務内容

管理者（看護師）１名 看護師 2.5 名以上（常勤換算） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 2 名以上

事務員 1.5 名

三 営業日及び営業時間

〈営業日〉月曜日～金曜日（土・日・祝日、12/29～1/3 を除く）〈営業時間〉８：30～17：15

四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

- (1) 病状の観察、褥瘡の処置、カテーテル等の管理等の看護の関すること
- (2) 歩行訓練、座位及び立位訓練、家屋改造指導等のリハビリテーションに關すること
- (3) 生活指導、栄養指導、福祉相談等の指導及び相談に關すること
- (4) 食事介助、排泄介助、入浴介助、清拭、洗髪等介護に關すること

介護保険利用料

看 護 師		
	訪問看護	予防訪問看護
20 分未満	314 単位	303 単位
30 分未満	471 単位	451 単位
30 分未満 複数訪問	725 単位	705 単位
30 分以上 60 分未満	823 単位	794 単位
30 分以上 60 分未満 複数訪問	1225 単位	1196 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位	1090 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満 複数訪問	1530 単位	1492 単位
理学・作業・言語聴覚士		
20 分以上	294 単位	284 単位
40 分以上	588 単位	568 単位
60 分以上	795 単位	426 単位

※その他保険で定められた加算があります。

医療保険利用料

項 目	1 割	2 割	3 割
月 1 回目 (13,260 円) 訪問看護基本療養費 5,550 円 訪問看護管理療養費 7,710 円	1,326 円	2,652 円	3,978 円
月 2 回目 (8,560 円) 訪問看護基本療養費 5,550 円 訪問看護管理療養費 3,010 円	856 円	1,712 円	2,568 円
週 4 回目以降 (9,560 円) 訪問看護基本療養費 6,550 円 訪問看護管理療養費 3,010 円	956 円	1,912 円	2,868 円

※その他保険で定められた加算があります。

その他の利用料（実費）

ご遺体のお世話	5500 円
交通費（医療・町外）	500 円
延長料金	1000 円（1 時間あたり）

＜訪問看護医療 DX 情報活用加算について＞（医療保険）

当事業所では、医療 DX 推進の体制に関する事項、および質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得するため、下記の整備を行っています。

- (1) 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用をオンライン請求しています。
- (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (3) 診療情報・薬剤情報、その他必要な情報を取得・活用して、訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行います。

五 通常事業の実施地域

神河町・市川町・福崎町 朝来市生野町

六 緊急時における対応方法

24 時間対応体制加算をとっております。利用者さまからの電話には対応させていただきます。必要に応じて訪問させていただきます。

七 虐待防止のための措置に関する事項

ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため次のとおり措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年 1 回以上）実施しています。
- (4) 虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置いています。

虐待防止に関する責任者 ： 【 管理者 千葉 小春 】

八 その他運営についての責務

(1) 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生時に、業務を継続的に実施・再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催しています。

(2) ハラスメント対策の強化

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、パワハラ・セクハラなどのハラスメントへの対策を行います。

(3) 個人情報の保護

個人情報の提供は最小限とし提供にあたっては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払います。

(4) 職員の質的向上を図るための研修

採用時研修 採用後 6 ヲ月以内 継続研修 年 1 回